## 児童発達支援センターの人員基準及び設備基準 (重症心身障害児・難聴児除く)

人員基準	従業者	嘱託医	1人以上	-
		児童指導員 及び保育士	<ul><li>○単位ごとに総数がおおむ ね障害児の数を4で除し て得た数以上</li><li>○児童指導員:1人以上</li><li>○保育士:1人以上</li></ul>	機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる
		児童発達支援管理 責任者	1人以上	_
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	児童指導員及び保育士の総 数に含めることができる
	管理 者		事業所の管理業務に従事するもの 他の職務と兼務可)	
設備基準		指導訓練室	○定員:おおむね10 人 ○障害児1人当たりの床面積:2.47 ㎡以上	
		遊戲室	障害児1人当たりの床面積:1.65 ㎡以上	
		屋外遊戲場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
		相談室	_	
		便所	_	
		静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合	
		その他	○児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ○専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること (支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可)	